

# 官庁営繕事務の統一化の推進

国土交通省官庁営繕部営繕計画課 企画専門官 かわもと しげる  
川元 茂

## 1. はじめに

民間活力の活用，PFI手法の円滑・迅速な導入，ひいてはコスト縮減のためには，官庁営繕事務の統一化の推進は重要な課題となっており，国土交通省重点施策（平成14年8月）において，「Ⅰ公共事業改革の推進」の効率性の向上として「官庁営繕事務の統一化」を推進することとしている（図参照）。

官庁営繕事務の統一化のための方策としては，大きく3点に整理できる。第一に，技術基準等の統一化であり，第二に，喫緊の課題である地球環境負荷低減に対する総合的な対策であり，第三に，PFIの円滑な実施のための支援方策の実施である。

これらの対策を総合的に実施することにより，官庁営繕事務の一層の効率化とともに，官庁施設に求められる品質向上，コスト縮減，環境負荷低減が促進される。また，PFI手法による官庁施設プロジェクトの迅速・円滑な実施も期待される。

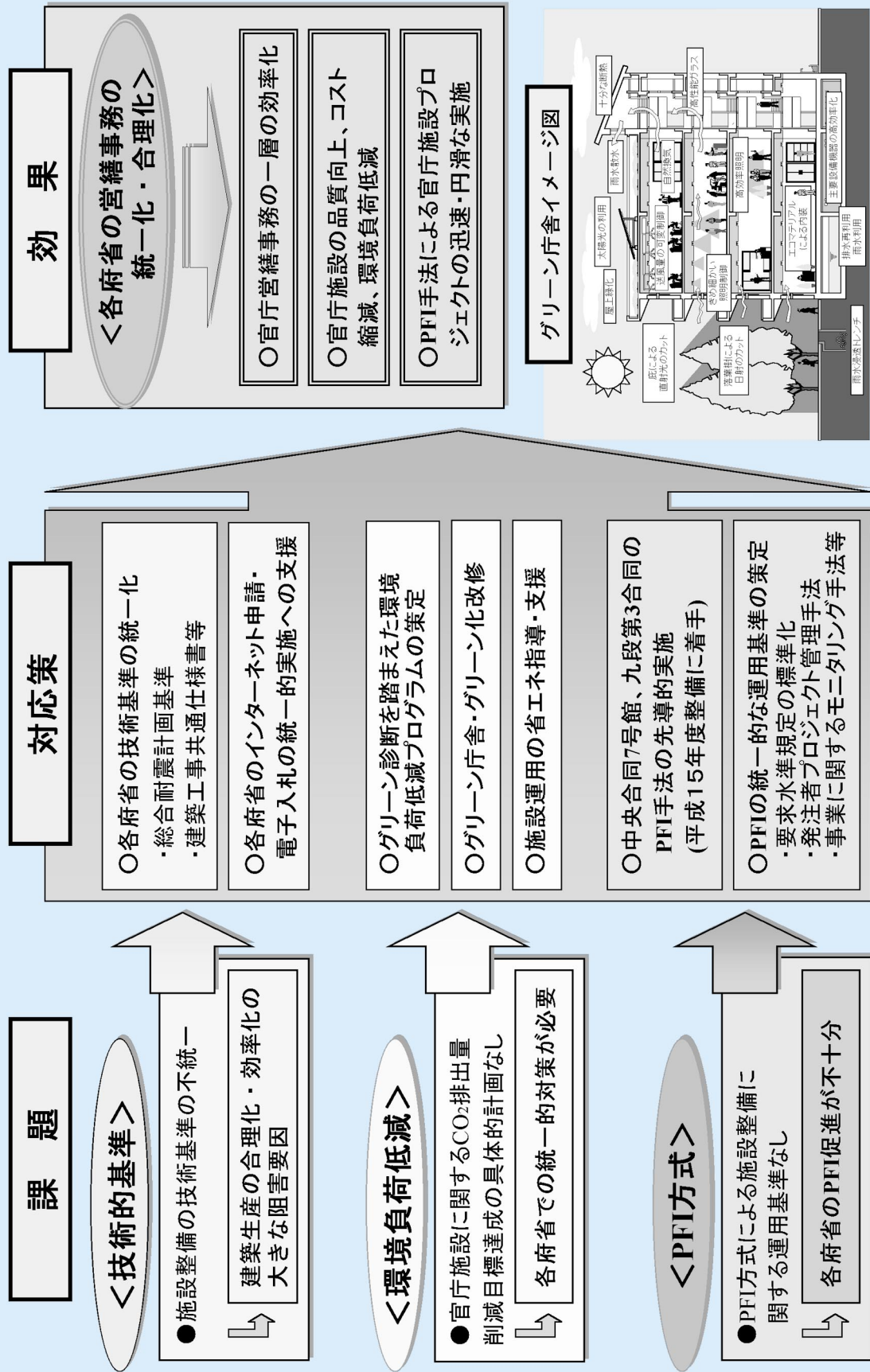
## 2. 技術基準等の統一化に関する対応

官庁施設に関する技術基準等については，整備する施設に応じて各府省庁が独自に制定してきた。求める性能・水準が同程度であっても規格や仕様が異なる場合が多く見られるという，いわゆる技術基準等の不統一の問題は，建築生産の合理化・効率化を進めていく上での大きな阻害要因となっている。そのため，設計・施工業団体からも，技術基準類の統一化が強く要望されてきたところである。

副大臣会議において中央省庁の官庁営繕事務の合理化・効率化等のあり方について検討するために，関係副大臣等からなる官庁営繕プロジェクトチームが設置されており，同PTでは，基準類の統一化等の方向として以下の3項目が示された。すなわち，

- ① 技術基準類および工事書式類の早期の統一化を実現すること。
  - ・各府省庁共通化して統一基準とするとともに，施設の特異要因から別に定めることが適切な部分については，特記基準として作成すること。
  - ・独立行政法人や公社に移行後も統一基準を用

官庁営繕事務の統一化～PFIの推進，統一基準の策定等による官庁営繕事務の統一化～



いること等

② 競争参加資格申請手続きについては受付も統一すること。

③ 電子入札関係については早期に実現すること。

である。

官庁営繕部においては、それらの着実な実現を目指し、今後とも各府省庁および関係機関との必要な連絡調整を進めていくこととしている。

①については、各省各庁の技術担当課等によって構成される検討体制（公共建築工事設計研究会、公共建築工事積算研究会、公共建築工事施工研究会等。事務局は官庁営繕部担当課室）を活用して、技術基準類の統一化のための技術的検討を行った。統一基準の内容は表のとおりであり、平成15年度から、統一基準の運用を開始することとしている。

統一基準の内容	
分野	統一基準
計画関連	新営予算要求単価 新営一般庁舎面積算定基準
設計関連	官庁施設の総合耐震計画基準 建築設計業務委託共通仕様書 建築工事積算基準 公共建築工事標準歩掛り 建築数量積算基準 建築工事共通費積算基準 公共建築工事内訳書標準書式 公共建築工事見積標準書式
工事関連	公共建築工事標準仕様書 公共建築工事標準書式 公共建築改修工事標準仕様書 公共建築設備工事標準図 公共住宅建設工事共通仕様書

②については、各府省庁は、平成17、18年度競争参加資格に関する申請手続きについて、平成16年度から、インターネットを活用した一元的な受付を実施することとしており、そのため、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、今後、必要な事項に関する検討が行われる予定である。

③については、各府省庁は平成15年度までにす

べての営繕事業において導入することとしている。また「電子入札コアシステム」の導入に向けて、各府省庁に対する必要な支援を進めていく予定である。

### 3. 環境負荷低減に関する対応

「新地球温暖化対策推進大綱（平成14年3月）」に定められたCO<sub>2</sub>排出量削減目標を達成するためには、官庁施設における環境負荷低減プログラムを策定する等の総合的な環境対策が求められている。

そのため、官庁営繕部においては、グリーン診断の実施結果に基づき、官庁施設における環境負荷低減プログラムの策定を行い、各府省庁に対する支援を進めるとともに、グリーン庁舎整備やグリーン改修等のグリーン化整備、施設運用段階での省エネの推進のための保全に関する支援等による総合的な環境対策を推進することとしている。

### 4. PFI方式に関する対応

さらに、国の財政負担の軽減を図り、効率的で質の高い公共サービスを提供すること、民間の事業機会創出による経済活性化等のために、政府全体としてPFI方式による公共施設整備が求められている。

官庁営繕部においては、現在、進行中のPFIプロジェクトである中央合同庁舎第7号館等の知見を活用し、例えば要求水準書作成手法、発注者としての業績（プロジェクト）管理手法、事業に対する評価（モニタリング）手法等について、デファクトとなる「PFI手続き標準」をとりまとめ、各府省庁のPFI手法導入の円滑・迅速な実施の支援方策として、普及を図っていくこととしている。